

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起る翌日が休日には、その日には休む)

鳥取県条例第三十二号

鳥取県知事 石破二朗

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した鳥取

県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県

令第五十五号)第三条に規定する県吏員等(以下「県吏員等」という。)

又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和

四十年十月分(同年十月一日以後給与事由の生ずる者については、その

給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、その年額の計算の基

礎となつてゐる給料年額(昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生

じた恩給の年額の改定に関する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四

十一号)第四条の規定が適用されている退職年金及び遺族年金について

は、同条の規定が適用されていないとしたならば受けるべきであつた年

額の計算の基礎となるべき給料年額)にそれぞれ対応する別表の仮定給

料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金

及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和四十年十月鳥取

県条例第三十七号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金

ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)によつて算出して

得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者につ

いては、この改定を行なわない。

条例

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該退職年金又は遺族年金を受ける者の年齢（遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢）が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月	分	年齢の区分		
		六十歳未満	六十歳以上六十歳未満	六十五歳以上七十五歳未満
昭和四十年六月分から	三十分钟三十	三十分钟二十	三十分钟十五	三十分钟十五
昭和四十一年七月分から	三十分钟三十	三十分钟十五	三十分钟十五	三十分钟十五
同年六月分まで	三十分钟三十	三十分钟十		

2 前条の規定により年額を改定された遺族年金で、妻又は子に給する次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該遺族年金を受ける者の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月	分	年齢の区分	
		六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から	三十分钟二十		
同年十二月分まで	三十分钟十五	三十分钟十五	

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、前条の規定によるものと除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)
第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。）した県吏員等又はこれらの者の遺族で、昭和四十一年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十日において施行されていた給与に関する条例及び規則（以下「旧給与条例等」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与条例等の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 第一条ただし書の規定は前項の規定による恩給の年額の改定について、前条の規定は前項の規定により年額を改定された退職年金及び遺族年金について準用する。

(職權改定)

この条例の規定による恩給の年額の改定は、前条の規定によるものと除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

別
表

第一条 この条例は、精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第七条第二項の規定に基づき、鳥取県精神衛生審議会（以下「審議会」という。）の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長）

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（目的）

鳥取県精神衛生審議会条例

昭和四十年十月二十日

鳥取県第三十三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県精神衛生審議会条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県第三十三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に百分の百三十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

七五四、四〇〇	九〇五、三〇〇
七六九、九〇〇	九三三、九〇〇
七八四、六〇〇	九四一、五〇〇
八〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇
八一四、八〇〇	九七七、八〇〇
八四四、九〇〇	一、〇一三、九〇〇
八七五、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
八八九、八〇〇	一、〇六七、八〇〇
九〇五、二〇〇	一、〇八六、二〇〇

七五四、四〇〇	九〇五、三〇〇
七六九、九〇〇	九三三、九〇〇
七八四、六〇〇	九四一、五〇〇
八〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇
八一四、八〇〇	九七七、八〇〇
八四四、九〇〇	一、〇一三、九〇〇
八七五、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
八八九、八〇〇	一、〇六七、八〇〇
九〇五、二〇〇	一、〇八六、二〇〇

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- （会議）
- 第三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （雑則）
- 第四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県精神衛生診査協議会条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県第三十四号

鳥取県精神衛生診査協議会条例

（目的）

第一条 この条例は、精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十

七条第二項の規定に基づき、鳥取県精神衛生診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長）

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

（目的）

第一条 この条例は、精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十

七条第二項の規定に基づき、鳥取県精神衛生診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

- 第二条 協議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第三条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

- 第四条 この条例に定めるもののはか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例

(設置)

- 第一条 鳥取県における沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発、沿岸漁業の

経営近代化のための施設の導入等沿岸漁業の構造改善に関する必要な事業

(以下「沿岸漁業構造改善事業」という。) の推進を図るため、鳥取県

沿岸漁業構造改善事業審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、沿岸漁業構造改善事業に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

- 第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 市町村長
- 二 漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他の漁業団体の役職員
- 三 農林中央金庫その他の金融機関の役職員
- 四 水産物の流通又は加工に関する事業に従事する者
- 五 漁村の青年婦人組織の代表者
- 六 学識経験者
- 七 関係行政機関の委員又は職員

(任期)

- 第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ

指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 3 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 1 この条例は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第六条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 審議会が定める。
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、審議会が定める。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」といふ。）第二十九条の規定に基づき、公安委員会が行なう法第七条の許可証の交付若しくは再交付又は法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の交付若しくは再交付については、手数料を徴収する。

(施行期日)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手数料条例の廃止)

- 2 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手数料条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十八号）は、廃止する。
- 1 警察保安関係許可手数料条例の一部改正

3 警察保安関係許可手数料条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）及び銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）」を「及び質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）」に改める。

八	質屋営業法関係	
	許可証の再交付	
九	銃砲刀剣類等所持取締法第七条による許可証の交付	五十円
十	右 同	二百円
	許可証の再交付	五十円
	八 質屋営業法関係	
	許可証の再交付	
	五十円	
	に	

改める。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を
改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥
取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、〇八六人」を「三、〇八八人」に、「三九
二人」を「三九〇人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ關
スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給与事
由の生じた退職年金についても適用する。この場合において、退職年金
の支給年額については、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法
律第八十二号）附則第十二条後段の規定の例による。

第六十一条第二項中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を
加える。

第六十一条の二（見出しを含む。）中「日本住宅公団」の下に「又は地
方住宅供給公社」を加える。

附 則

鳥取県条例第三十九号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次の
ように改正する。

第六十一条第二項中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を
加える。

鳥取県知事 石 破 二 朗

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）附則第二項の規定による組織変更により地方住宅供給公社となつた法人に關しては、この条例による改正後の鳥取県税条例の規定は、当該組織変更の日後に、当該法人が取得した不動産の不動産取得税について適用し、当該組織変更の日以前に、当該法人が取得した不動産の不動産取得税については、
なお従前の例による。

危険物取扱主任者等試験委員に關する条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十二号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例等の一部を改正する条例

(鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正)

危険物取扱主任者等試験委員に關する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「危険物取扱主任者等試験委員」を「危険物取扱主任者試験委員」に改める。

第二条第二項中「又は映写技術」を削る。

(施行期日)

1 この条例の施行の際、この条例による改正前の危険物取扱主任者等試験委員に關する条例の規定により委嘱又は任命され現にその職にある危険物取扱主任者等試験委員は、この条例による改正後の危険物取扱主任者試験委員に關する条例の規定による危険物取扱主任者試験委員にそれぞれ委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期の残存期間とする。

(経過措置)

第九条を次のように改める。

(林業改良指導員資格試験委員)

第九条 試験の実施に関する事務を行なわせるため、知事の管理に属する鳥取県林業改良指導員資格試験委員（以下「委員」という。）を置く。

第十条 第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

第十一条 委員は、八人以内とする。

2 委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

第十二条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正)

第二条 鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「学校法人自由学園高等科」を「旧学校法人自由学園高等科」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「(別記様式第四号)」を削る。

第十二条を次のように改める。

(改良普及員資格試験審査委員)

第十三条 試験の成績を判定させるため、知事の管理に属する鳥取県改

良普及員資格試験審査委員（以下「委員」という。）を置く。

第十四条 第十二条を第十二条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

第十五条 委員は、九人以内とする。

2 委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

第十六条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

別記様式第一号から別記様式第四号までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県条例第四十二号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「倉吉市八屋から東伯郡泊村字原まで」を「倉吉市上井町から東伯郡泊村字原まで」に、「県道松江境線」全線

—— 「県道津山倉吉線」—— 倉吉市宮川町か

ら同市河原町まで」を「県道赤崎溝口線」全線

に、「県道赤崎溝口線」を「県道大山溝口線」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例を廃止する条例

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。